

令和元年 7 月 25 日

ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究に関する専門委員会 の改変について（案）

改変の趣旨

平成 31 年 6 月 19 日、CSTI において取りまとめられた、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告（第二次）～ヒト受精胚へのゲノム編集技術等の利用等について～において、個別研究計画において適切に審査が行われることを前提に、「余剰胚にゲノム編集技術等を用いる遺伝性・先天性疾患研究」及び「新規胚へのゲノム編集技術等を用いる生殖補助医療研究」について容認することが適當とされ、関連指針等の速やかな検討を求められことから、厚生労働省では、「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」（以下、ゲノム編集指針という。）及び「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」（以下、ART 指針という。）の改訂に向け検討を行う。

このため、ゲノム編集指針及び ART 指針に関する議論については、厚生科学審議会科学技術部会に「ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究に関する専門委員会」が設置されているが、上記に対応するため令和元年 8 月 1 日より組織体制を改変する。

改変の概要（別紙参照）

「ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究に関する専門委員会」を「ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会」へと変更し、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」の見直しに関する検討
- (2) 「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」の見直しに関する検討
- (3) その他

委員構成

研究者、医療関係者、関連する学会関係者、人文・社会科学分野、患者団体等の有識者等から構成する。

委員及び委員長は科学技術部会長が指名する。※

※ 厚生科学審議会科学技術部会運営細則第 2 条に基づく。

その他

- 当該委員会は、文部科学省と連携を図りつつ行われるものとする。
- 当該委員会の庶務については、委員会で議論する内容に基づき、子ども家庭局母子保健課または健康局難病対策課が行う。

ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究に関する専門委員会の改変について(案)

